

子育て応援講座 **キッズビクス**



お子さんと一緒にリズムに乗って行うふれあい体操です。小さなお子さんも楽しめます。

対象 乳幼児とその保護者

とき 10月17日(木)
午前10時30分～11時30分
※当日受付(申し込み不要)

ところ 保健福祉センターひだまり
2階・ひだまりホール

10月は「臓器移植普及推進月間」です

臓器移植は、臓器の機能が著しく低下し、移植によってのみ、その回復が見込まれる人に対して行う医療で、臓器の提供者はもとより、広く社会に理解と支援があって成り立つ医療です。

臓器移植が広がっていくためには、わたしたち一人ひとりが、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思表示をしておくことが大切です。運転免許証や健康保険証、マイナンバーカードの意思表示欄で意思表示が可能です。ぜひご自分の意思を記入しておきましょう。

問い合わせ先

(公財)三重県角膜・腎臓バンク協会
☎059-224-2333
(平日 午前8時30分～午後5時15分)

健康いいね!

申込・問い合わせ 健康福祉課健康係 ☎ 25 1146

健康係からの情報や募集案内をお知らせします。みなさんの健康づくりに役立ててください。

プレパママ教室 **要予約**



講義

- ・妊娠中の過ごし方や出産の話、妊娠中の栄養の話など

講師：助産師・管理栄養士・保健師

体験

- ・抱っこの仕方、オムツの替え方
- ・沐浴実習(希望者)
- ・パパの妊婦疑似体験(希望者)

対象 妊婦のかたとそのご家族
(妊婦のかたのみでも参加できます)

とき 11月6日(水) 午前9時30分～正午

ところ 保健福祉センターひだまり
2階・ひだまりホール

募集人員 5組(先着順) **持ち物** 母子健康手帳

申込期限 10月31日(木)

10月は「がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間」です

国では毎年10月を「がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間」と定め、がん検診への関心を深める期間としています。

日本人の2人に1人が「がん」にかかり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。がんから命を守る重要なポイントは、早期発見・早期治療で、がん検診はそのカギを握ります。

市では、下記のとおりがん検診を実施しています。受診していないかたは、この機会にぜひ受診してください。

	検診種別	実施期間	広報とば掲載号
集団検診 (検診バス)	乳がん(マンモグラフィ・エコー)・子宮頸がん	11月6日(水)より 順次予約受付開始	11月1日号 (順次掲載予定)
個別検診 (医療機関)	胃がん(カメラ)・大腸がん・前立腺がん	11月30日(土)まで	7月1日号
	乳がん(マンモグラフィのみ)・子宮頸がん	令和7年3月31日(月)まで	

※今年度の胃がん(バリウム)検診、肺がん検診・結核健診は終了しました。

※各検診の詳細については、広報とばまたは市ホームページを確認してください。

高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチンについて

予防接種法に基づき、高齢者などのかたに季節性インフルエンザの予防接種および新型コロナワクチンの予防接種を実施します。

高齢者インフルエンザの予防接種について

対象者 鳥羽市に住民登録があり、接種日当日に①または②に該当するかた

①65歳以上のかた

②60～64歳で、

- ・心臓、じん臓、呼吸器の機能に、身の回りの生活が極度に制限される程度の障がいがあるかた
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがあるかた（おおむね身体障がい程度1級に相当するかた）

実施期間 10月1日(火)～令和7年1月31日(金)

個人負担額 1,500円

※生活保護受給者は無料

※実施期間中に**1回のみ**定期接種として上記の費用で接種できます

(2回目以降の接種は、定期接種とならないため、ご注意ください。)

持ち物 健康保険証、健康手帳、予診票 ※予診票は、実施医療機関、健康福祉課健康係にあります。

市内実施医療機関

赤坂クリニック、小林内科クリニック、中村クリニック、はね小児科医院、山崎整形外科、各市立診療所

※市外(三重県内)の医療機関でも接種できますが、ご自身で直接医療機関にご確認ください。

新型コロナワクチン予防接種について

新型コロナワクチン予防接種の全額公費負担(無料)による特例臨時接種が令和6年3月末で終了し、令和6年度から新型コロナウイルス感染症は、予防接種法上のB類疾病に位置づけられました。

- インフルエンザ予防接種と同様に「定期接種」として65歳以上のかたなどを対象として実施し、本人の意思で接種を希望する場合のみ接種することができます(努力義務の適用はなく、強制ではありません。)

※11月ごろより実施予定です。個人負担額などの詳細については、決まり次第、広報とば・ホームページなどでお知らせします。

- 特例臨時接種のときに実施していた「集団接種」ではなく、個別医療機関での接種になります。
- 令和6年3月31日以前に発行した接種券一体型予診票は、未使用の状態であっても使用できません。また、令和6年度以降は対象者への接種券一体型予診票の送付はありません。
- 定期接種対象外のかたで、接種を希望する場合は、「任意接種」として全額自費で接種することができます。接種をお考えの医療機関に直接相談してください。
- 新型コロナワクチンとほかのワクチン(インフルエンザワクチン・肺炎球菌ワクチンなど)との同時接種は、医師が必要と認めた場合のみ接種可能です。また、ほかのワクチンとの接種間隔に制限はありません。

